

予算特別委員会会議録 (2)			
日 時	平成 9 年 1 2 月 1 2 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新野委員長、渡部 (智) 副委員長、中村・大橋・松本・斉藤・秋山 ・佐野・渡部 (輝) ・佐々木 (勝) ・花岡・琴坂各委員		
説 明 員	市長、本保監査委員、平野・小原両助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、保健所長、消防長、国体準備・小樽病院・監査委員各事務局長、保健所・土木部両参事他関係理事者。		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に松本・秋山両委員を指名。審査日程の報告。

資料要求の申し出を受ける。

花岡委員

築港再開発事業のゼロ国債による工事前倒しの基礎資料として換地設計に関する文書

築港再開発にかかる住民監査請求の監査にあたって、監査委員が不動産鑑定の適否を委託した不動産鑑定書と、土地評価の適否を委託したタケカワ総合コンサルタントとの業務委託契約に関する書類を要求する。

(築港)室長

については、これまでも議会や裁判等でも要求があったが、基本的に換地設計は仮換地を行う段階の事務的な作業であり、まだ地権者全体に明らかにしていないものなので、今後の事務執行に支障をきたすおそれがあり、資料としては提出できない。

監査委員会事務局次長

については準備でき次第提出したい。

花岡委員

について、換地設計によって公共施設の位置が確定する等、事業の土台となる資料であるが、今回のゼロ国債においても2億8,600万円の事業を前提として予算を先行させるのに、土台となる資料が提出されないままに審議するとはならない。

(築港)室長

公共施設のどの部分をゼロ国債で工事するか等については工事設計図で示せると思うが、換地設計はあくまでも地権者の財産そのものをどこに配置していくかを基本としたものであり、施設の設計図ではないので、今回のゼロ国債の関係では問題ないとする。成果品等については9年3定で提出しているのでご理解願いたい。

琴坂委員

議員が要求しているものについて、代替りのものを出すからそれで我慢しろとはならない。何故築港関係の書類だけ代替りのものとなるのか。

また、工事設計図書の仮換地指定に基づきJRはホームの延長等をしているが、この仮換地指定の大もとは換地設計なので、換地設計を提出せよと言うのは当然のことである。

例えば個人の家でも、土地についてすべて調べてから建てるのは常識であり、そのような意味で、議会としての責任を果たすためにも、ぜひ換地設計を提出して欲しい。これについては今後も引き続き要求していくが、委員長としてもその責任において原課と話し合いをして欲しい。

委員長

所管で再度検討して欲しいがどうか。

(築港)室長

仮換地設計の取り扱いについては委託設計となっており、その成果品報告という形で決算特別委員会で示した。換地設計というのは地権者の財産をどのように減歩し、配置していくかを定めるものであるが、全地権者に対して仮換地の指定通知をしている訳ではないので、これを提出すると今後の事務執行に支障がでるということで、いろいろな方面からの提出要求についても断っているという経緯もあり、提出できないのでご理解願いたい。

琴坂委員

委員長として原部と協議してほしい。

委員長

折衝する機会を持ちたい。

付託案件を一括議題とし、これより総括質疑に入る。

琴坂委員

桃内の一般廃棄物処理施設について

本会議において、この工事の 2 次下請け業者の作業員の身分について会社と雇用関係にないのではないかと質問し、財政部長より、1 2 月の初めに社長から自分の従業員であると確認しているという答弁があった。それについて事実と違うということで再調査を依頼したが、その後の調査結果について示せ。

契約管財課長

1 2 月 2 日に私が 2 次下請け業者の社長を呼び確認したが、1 2 月 8 日の代表質問後に再度社長に確認したところ、その会社の雇用人ではなかったことが判明し、1 2 月 1 0 日に J V 全社を集め再度確認した。

琴坂委員

このことは法に違反していると思うがどうか。

財政部長

全員が雇用関係になかったら一括下請けとなる。

琴坂委員

建設業法上禁止されている一括下請け、いわゆる「丸投げ」にあたることになるが、これは 2 次下請けが 3 次下請けに丸投げをしたという問題だけではない。これは、当事者間に対等・平等の立場で契約を結び、その契約の内容が公正で、かつ信義に従って履行されるという建設業法第 1 8 条に違反しており、その意味で J V の代表である清水建設の責任は非常に大きい。9 年 2 定でも談合疑惑はないと言って清水建設への発注を強行したこの契約がいかにずさんなものであったかと考えている。

資料によると、1 2 月 2 日に小樽市は厳重注意文書を出しているが、この文書を出すに至った経過を示せ。

契約管財課長

契約書に記載されている下請選定通知が二度にわたり遅延しており、かつ、指摘されてからの提出だったため、厳重注意したものである。

琴坂委員

元請けの清水建設と 1 次下請けの山吹商工との工事契約について、下請選定通知は 1 0 月 3 0 日に出ていたが、工事契約の日付はいつになっているか。

契約管財課長

工事契約は注文請書とそれに基づく工事下請基本契約の 2 本からなっており、通常元請けと下請けの契約は注文請書が主体となっている。

契約年月日は平成 9 年 1 1 月 4 日となっているが、我々も調査したところ、実際に山吹商工が工事に入ったのは 1 0 月 6 日であったため、契約前に入ったことについて厳重に注意した。

琴坂委員

私は 1 0 月 1 7 日に、届け出が出ていないことを確認したが、その際現場で落の下通線の工事で作られた小樽技建と小田組の J V がこの下請けに予定されていることも確認した。1 2 月に入ってから建設課に何故この J V が清水建設の下請けで仕事をしているのか問い合わせたところ、山吹商工は施工体系図に入っているが、この J V は入っていないとのことで、施工体系図の出し直しも含め改善の指示をしたとのことであった。問題なのは、山吹商工の下請選定通知が遅れていただけでなく、契約もされていなかった事実が追求されていた中で、最初から予定されていたもう一方の J V についても下請選定通知も出ていなければ施工体系図にも入っていないことについて、

清水建設からは何の話もないことである。談合疑惑があった中で、たまたま見つかったから整理するが、指摘されなければ小樽市側に何も言っていない姿勢についてどう考えるか。

財政部長

事情を聞く中で、清水建設は会社独自の工事下請基本契約書があり、それに基づいて見積りを提出させたり条件を照らし合わせる中で、最終的に請書を取り事務手続きを進めていたとのことであった。それについては民間同士の契約と違い、市の工事においては独自の契約書とはならない旨指導したが、さかのぼって契約を結ぶということにはならないので、このことが判明した時点で新規に契約書を作成させたところである。

また、下請け選定通知が事後の届け出になったことについて嚴重に注意した後、小樽技研との関係でまた問題が出てきたため、それらを踏まえ市長による嚴重注意文書を出したものである。

琴坂委員

清水建設は非常に不誠実であり、これ以外にも問題がないのか疑問である。

私が現場で確認した日、伐開・抜根工事が市外業者により行われており、何故地元業者を使わないのか清水建設に直接聞いたところ、産業廃棄物である木片をチップ状にできるようなルートがなければできないから、と説明を受けた。理事者はこの工事に関して丸なげや、いわゆる人夫借りになっていないか確認したか。

財政部長

この工事については1次下請け業者が12社入っているが、今、琴坂委員が指摘した以外に丸なげ等があるかどうかはまだ確認できていない。

琴坂委員

清水建設は市に言われたことしか調べない。市は私に言われたことしか調べない。このような関係になっているのはいかなものかと思う。

施工体系図には山吹商工が入っていたが、小樽技研は入っていなかった。その後、施工体系図は訂正されて再度提出されたと思うが、これはいつ付けのものであり、また、最初に出されたものとどのように違っていたか。

(土木)建設課長

12月1日付けで変更した施工体系図を提出している。変更点としては、1次下請け業者として小樽技研が入り、2次下請け業者に小田組が入っている。

琴坂委員

10月17日からこの問題についての事実確認が行われているにもかかわらず、12月1日に再提出された施工体系図の中で、山吹商工の下請け、すなわち2次下請け業者の主任技術者として、3次下請け業者の職員の名前が申告されていたが、この点について調査はしているか。

契約管財課長

契約管財課で施工体系図の提出を求めているのは通常1次下請けだけであるが、今回はこのような状況もあり、2次下請けも提出させた。その中で2次下請けである水谷内建設工業の施工体系図に主任技術者の名前が記載されていた為、当然この会社の主任技術者であると考えていた。しかし、そのような指摘があり再調査したところ、確かに3次下請けの主任技術者であった。

琴坂委員

施工体系図のチェックはおそらく建設課で行うと思うが、工事の責任者である主任技術者に雇用関係のない架空の人物を記載していることについて、発注者側でチェックできないのか。

(土木)建設課長

3,000万円以上の工事において、施工体系図は現場に張ることが義務付けられているので、監督する立場からも便利であるが、主任技術者の所在や資格等について、現実としてそこまでチェックできなかった。

琴坂委員

実際には有り得ないことだからチェックできないのかと思う。しかし顔を知っている人もおり、我々も、なぜこの人がこのヘルメットを被っているのかと思った。

通常ゼネコンなら守られるべきことであるが、登録された主任技術者の名前と現場にいる技術者の名前を突き合わせなければならないような元請けはいかななものか。現場作業員のヘルメットが入れ替わることは現実としてよくあるかも知れないが、主任技術者まで中身がすり替わっている現場は今まで見たことがない。JVの代表である清水建設の責任は極めて大きいと思うがどうか。

財政部長

確かに元請けは全体の流れを把握し、2次下請けは3次下請けの指導・管理を行うのが一般的であるので、全体の工事を施工するにあたっては、技術責任者も含め、労働管理、安全確保等の全体的な流れについて、JVやその代表が把握するのは当然のことと考えている。

琴坂委員

トップ企業である清水建設に発注した工事現場において、2次下請けが丸投げという違法行為をせざるを得なかった原因は、2次下請けよりもむしろ他に 있다고 考えている。

1次下請けの山吹商工から、2次下請けが丸投げした事情は事前に聞いているが、実は丸投げするつもりはなかったが、実際の工事の時期にその仕事を請ける状況になかったとのことであった。しかし建設業法第24条第2項では、元請けはあらかじめ下請けの意見を聞くとなっており、下請けが経済状況や人員状況等からとても工事をすることができないという場合、元請けはそこに下請けさせてはならず、事前に状況を調べてから契約を結ばなければならないということになっている。山吹商工と2次下請けの契約の状況を示せ。また、山吹商工が、2次下請け契約を結んだ業者が丸投げをしたことについてどれだけ責任を感じているか、意見は聞いているか。

契約管財課長

山吹商工と2次下請けである水谷内建設工業の契約は、清水建設と山吹商工との契約と同様の方法で契約している。建設業法第24条第2項の問題に関しては、請け負った後の責任は不十分であったと考えている。また、3次に下請けを出した経緯については、契約を結んだ時点においては十分対応できるという判断であったが、結果としてこのような形になったと聞いている。

琴坂委員

山吹商工と2次下請けとの間の基本契約は平成9年10月1日に結ばれている。現場に入ったのは10月6日で、契約の成立となる注文請書が出されたのは10月30日である。結局これらは、10月1日の基本契約も含めて事件が発覚してから結ばれたものだと思うがどうか。

契約管財課長

請書については印紙も張られており、この日付で結ばれたものと思っている。

琴坂委員

契約書の中に、工事契約の基本約款はついているか。

契約管財課長

ついている。

琴坂委員

2次下請けの丸投げはそこだけの責任ではなく、元請側の責任であることがこの約款の中で明確に示されている。今回の場合で言えば2次下請けにとって元請けにあたる山吹商工の責任である。

約款の第15条では一括下請けについて、あらかじめ書面による承諾があればよいとなっているが、1次下請けと2次下請けとの間に何らかの協議や書面による承諾が行われているか確認しているか。

第16条の関係事項の通知について、2次下請けは1次下請けに対し有資格者・主任技術者の氏名を届出しなければならないとなっているが、偽の届出であることを山吹商工は知っていたのか。

契約管財課長

まだ確認していない。

山吹商工は2次下請けの主任技術者が正しく記載されていると信じていたとのことである。

琴坂委員

清水建設がチェックできたかどうかは分からないが、市内業者ならチェックできたと思うので再度確認して欲しい。

第6条第2項で元請けは下請けに対し法令・行政指導等を守るために必要な指示を行い、下請けはその指示に従うということになっているが、2次下請けにとって元請けに当たる山吹商工は、下請け業者が苦し紛れに他から技術者を借りてきて虚偽の申請をしたり、丸投げしたりという事態にならないよう指導をする義務がある。これは双方の契約に含まれており、これを守らなかったのは2次下請けではなく、1次下請けである山吹商工に契約違反があると思うがどうか。

契約管財課長

建設業法第24条の6にあるように、元請けは下請けを指導する責務があるので、2次下請けにとって元請けにあたる山吹商工にも当然その責任はあると思う。

琴坂委員

山吹商工については2次下請けに現場監督を出しているから丸投げではないと言うが、私はこれも実質丸投げではないかと考えている。

1次下請けと2次下請けの契約の中に機械の貸与というのがあり、これについては本会議でオペレーターがいないことを指摘した。清水建設には重機・土工の下請けが2社入っており、その業者によって重機は動いている。従って山吹商工が2次下請けに貸与した機械というのは区別がつかず、動いていたかも確認できないが、貸与された機械とはどのようなものであり、オペレーターは誰か。2次下請けに機械を動かせる人がいたのか、それとも機械の貸与自体架空のものなのか。

(土木)建設課長

山吹商工が使用した重機は、0.45立米の小型のバックフォー(油圧ショベル)、0.1、0.2、0.3立米といったミニバックフォー、キャリアダンプ、ブルドーザーやタイヤショベル等である。これらの機械のオペレーターは水谷内建設工業である。工事の内容は搬入道路の法面の暗渠排水や法片排水のU字側溝の敷設である。

琴坂委員

建設課は、オペレーターは水谷内建設工業の作業員と押さえているようであるが、この工事は丸投げされているものである。実際には誰がこの機械を動かしたのか。また、これらの機械は本当に動いていたのか。

(土木)建設課長

現場からは動いていると報告を受けており、そのオペレーターについては3次下請けの労務者が機械を動かす資格を有しており、それらの人が実際には運転していたと聞いている。

琴坂委員

聞くだけでなく確認して欲しい。これだけの重機を動かすのに、清水建設は別な業者に発注している。その点も含めもう一度確認して欲しい。また、オペレーターの賃金と普通作業員の賃金は、設計単価でどのくらい違うか。

財政部長

三省協定で言うと、平成9年度で、普通作業員が15,900円、特殊オペレーターで20,200円、一般運転手で17,300円となっている。

琴坂委員

建設課は事実確認をして欲しい。もし建設課が言うような形で機械が動いていたなら、私が本会議で言ったように、安い人で7,000円、高い人で9,000円、すなわちオペレーターの設計価格の3分の1近い安い賃金で機械を動かしていたことになる。事実を確認するとともに、機械も架空のものではなかったのか調査して欲しい。

また、先ほど示された普通作業員やオペレーターの賃金と比べ、丸投げされた3次下請けの作業員はきわめて低い賃金で働かされていた。これについては本会議で市長も、「できるだけ労賃は設計価格に近い金額で払われるのが望ましい」と答弁しており、理事者はこれを受けて、何故労賃のピンハネが行われたのかを調査する責任があると思う。建設業法第19条の3に不当に低い請負代金を禁止する条文があるが、契約管財課の資料は請負代金の金額が黒塗りされており、元請けから1次下請け、2次下請け等、各段階の請負額が確認できない。金額を示さなければこの問題は明らかにならないと思うがどうか。

契約管財課長

施工台帳を作る際に、契約書の写しを添付することが義務付けられているので、1次下請けから2次下請けの金額は提示できるが、3次下請けになると建設業法上も金額の提示は必要ないとなっているので、2次下請けに金額を提示させるのは難しいと考えている。

しかしながら1次下請けから2次下請けの請負代金については会社の意向を聞いてみたい。

琴坂委員

議会でも問題になっているほどの違法行為に対してそれを明らかにする資料を何故出せと言えないのか。本当に安い賃金で下請けにオペレーターをさせていたなら、これは大問題である。何故このような事態になったのか調査する義務があるのではないか。

財政部長

時間はかかっているが、現在関係者の中で是正処置をしているので、違法行為をしているから提出させるとはならないと考えている。

琴坂委員

違法行為の原因を究明するにあたっては、そのようなことは通用しないと思う。また、丸投げした業者に本当に責任があるのか、発注者は確認すべきである。弱いところだけでなく、その原因となる大もとを追求するのが発注者側の責任だと思う。

2次下請けになりすまして現場で働いていた3次下請けの従業員は何名か。

契約管財課長

日によって人数は変わるが、10月でいうと18名が順番に働いている。内訳としては、通常の労務者・雇用者が13名、アルバイトが4名、3次下請けの社長1名である。

11月は約20名であり、アルバイトが2名増えている。

琴坂委員

10月17日に現場を発見されたにもかかわらず、11月になってからもさらに人数を増やして雇用関係のない人を使ったことを考えても、これは単なる丸投げだけの問題ではないと考える。水谷内建設工業は山吹商工に頼まれて名義貸しをしたのではないのか。もっと言えば、このような方法が下請けの条件だったのではないのか。

財政部長

我々としては事情を聞く中で、2次の下請けは当初自分の作業員を入れる予定だったができなかったとのことであり、指摘されたようなことはないと思っているが、2次下請けの社長に確認したい。

琴坂委員

本会議でも言ったが、私は、清水建設の工事現場において、自分が誰に雇用されているのか分からない労働者が

多すぎるということに問題意識を持っている。いずれにしても、現にここで働いていた労働者には何の責任もないと判断している。私が言いたいのは、途中でのピンハネが多すぎるので、労働者に正当な賃金を支払うよう元請けに要請して欲しいということと、建退共の手帳を持っていない労働者が半分にも及んでいるので、証紙の貼付まで徹底させて欲しいということである。この2点について、現場の作業員を保護する意味でも徹底すべきと思うがどうか。

財政部長

それらの問題について、これまでも何度か清水建設等に指導や指摘をしており、それを受けた形で昨日、これからどうするかも含めて市長に報告があったところである。その中では施工体系図の届け出や建退共の関係等の是正について徹底するとのことであったが、今回の指摘については再度伝えたいと考えている。

琴坂委員

今年度の山吹商工と水谷内建設工業への公共事業の発注件数と金額を示せ。

契約管財課長

500万円以上の工事で、山吹商工が4件で1億700万円、水谷内建設工業が3件で4,300万円となっている。

(水道)総務課長

水道関係では、山吹商工が4件で8,150万円、水谷内建設工業が1件で1,830万円となっている。

琴坂委員

水谷内建設工業は市の工事の元請けをする能力もあり、このような危ない橋を何故わたる必要があったのか疑問である。このことも念頭に置き、必要のない重層的な下請けはやめるべきで、もし必要なら直接下請けに入るようなシステムについてチェックするのは市の責任だと思う。

水谷内建設工業は公共事業だけでも4件受け持っており、その他に下請けでも工事を持っている。建設業法上も、発注者は下請けがその工事をできるのかどうか調査することとなっているので、水谷内建設工業がやれると思ったのにやれなかったことについて具体的に調査して欲しい。

最後に、どのような処分ができるかであるが、わずか2億円の工事でこれだけの問題が出てきており、目の届かないところでは何をするか分からないというのが今回の教訓である。今後の工事については、一度白紙に戻して契約しなおすべきではないのか。契約上難しいのは分かるが、現在の契約や建設業法では清水建設に対する罰則はなく、紙切れ1枚で注意するだけである。このままでいいのか研究して欲しい。現在下請けは法令違反をしなければ生きていけない状況にあり、市にはそうならないように監督する責任がある。予算特別委員会の期間内に、清水建設を初め、JVに対しどのような処分ができるか方向付けが出た時点で再度答弁をして欲しいがどうか。

市長

下請けに関しいろいろ指摘されたが、我々もまだ調査が十分でないので、今後更に調査をし、どういった対応をすればより適切な形になるかも含め研究したい。

渡部(智)委員

21世紀プランについて

北海道そのものの経済状況、あるいは小樽市の財政状態等の低迷が続く中で、来年度から新しい総合計画(21世紀プラン)がスタートするが、現在の道の動静と、21プランの基本的な考え方や位置付けを示せ。

企画部長

従来の北海道の持つ役割が変貌した中で、小樽市はあえて言えば「金融商業の街」であり、道の計画等をただスケールダウンしたものではありません。特殊な街と言えると思う。過去2回の総合計画の成果や考え方をもう一

度大きな視点で見直しながら、現在、基本計画を審議会にて審議してもらっているところである。しかしながら10年前とは時代背景が違っている。10年前はバブル経済の時代であり、経済情勢も右肩上がりであったが、現在の状態は右肩上がりとは言えず、先行きも見えないため、前回の計画とは単純に比較できない。将来を展望しつつも、これからの10年は現実的な考えで進める必要があると思う。この計画が10年後に見直した時に適切かどうかは分からないが、今後実施計画を作る段階でも十分審議しなければならないと考えている。

渡部(智)委員

昔は右肩上がりで、いろいろな施策も市民の理解を得られたが、今は厳しい時代であり、どう市民や企業の理解を得るかが問題である。総合計画は市だけではなく、市民全体で進めるものなので、ひとつひとつの政策について連動性をもたせて考えていく必要があると思う。また、時代の流れが非常に早い中で、時代の変化を点検しながら政策を見直したり重点化していく必要があると思うがどうか。

企画部長

政策の連携・連動については、確かに総合計画の作りを見ると各施策分野別に整理されているが、現実には一部一課では何ごとも完結し得ない時代になっている。政策作りにおいて、例えば審議会の各分科会でもひとつの分野で収まらないことが多く、横断的な切り口から、例えば高齢化の問題、国際化、情報化等の視点での政策展開が必要であると考えられ、それが重点プログラムや創造プログラムにつながっていくと考えている。ただそれだけですべて網羅できないため、作った後の進行管理は非常に重要である。限られた時間の中で作業を進めていることもあり、また、社会・経済情勢が読めない中でさまざまな時代の変化もあり、それらに対応していく意味で、できてからスタートであり、進行管理や点検は非常に重要であると考えている。

渡部(智)委員

従来の総合計画から移行するもの、消滅するもの、新規に作ったもの等について整理しているなら示せ。

(企画)山崎主幹

現計画の積み残しについて平成7年に一度点検した上で一定の整理をし、それから2年半程作業を進めてきたが、その主なものとしては、まず移行するものとして考えているのは、経済センター建設事業、高島・赤岩保育所の統廃合を含めた保育所整備事業、また、若干形を変えて移行するものとしては総合運動公園等を考えている。また、現段階において新計画で見送りになる予定のものとしては、「遺跡の里」整備事業、観光基本計画、流雪溝等である。また、考え方としては以前からあったが、今回新規に記載されたものとしては、老人保健福祉計画の策定、生涯学習プラザ等がある。

渡部(智)委員

文化施設、地域における発展策、地域開発との関連からも以前から「遺跡の里」等について要望があり、また答弁も何とか検討するというものであったと思うが、今後どう整理するのか。また、観光基本計画についても、小樽の観光の大きさや地域性等について、いろいろ意見や要望があるが、どう整理するのか。流雪溝についても冬の対策として毎年質問が出ていたと思うが、代替案も見えない中でどう整理していくのか。

(企画)山崎主幹

「遺跡の里」について、忍路地区の地域特性を生かした発展策としては、忍路環状列石を核とした周辺整備に形を変えているが、従前の事業に比べ大きさも違うので、遺跡の里の構想については今回整理したところである。

観光基本計画については、小樽市がここ10年間で観光都市としての力をたくわえてきている中で、観光誘致促進協議会でも小樽の観光のあり方について議論し、実施計画レベルの作業が進められており、今改めて基本計画を策定する必要はないという議論がある。

また、21世紀プランの中でも将来の観光についてかなり記載されているため、ある意味では観光の基本的な計画になるということも踏まえ、今回整理したところである。

流雪溝については物理的・財政的な問題もあり、大規模な流雪溝の事業は相当難しいため今回整理したが、小規模なものやそれに替わるものについては今後も追求していきたいと考えている。

渡部(智)委員

このような時代なので伸びは期待できないと思うが、活力を見いだす努力は必要である。21世紀プランでは統計的・データの面が乏しいので、準備ができたなら示すよう要望する。

中央通地区土地区画整理事業について

本会議で、政策として総合的な街づくりプランを作成すべきと指摘し、その関係で、現在当該事業の中で、街路も含め配置図等を検討しているとのことであったが、いつごろ出せるか。

(活対)嶋田主幹

現在基本的な区分けについてまとめており、今回の建設常任委員会の中で一定の方向を出したいと考えている。

渡部(智)委員

米空母インディペンデンスの入港にかかる経費補償について

入港にあたっては港湾機能・活動に支障がないことがひとつの条件であり、特別委員会の中でも支障があった場合補償すべきと主張しており、それについては協議したいとのことであった。

その後市がチェックし、かかった費用について国に求めた段階では、港湾機能・活動について正しく検証されていたのか。

港政課長

インディペンデンス出港後、我々は直ちに関係業界に出向き、どのような被害や影響があったか等の情報を収集した。その中で業界の方の話では、まったく影響がなかった訳ではないが、補償を求める程ではなかったと聞いている。従って今回国や道へは、結果として実際にかかった関係経費について計算し請求したところである。

渡部(智)委員

確かにその通りであるが、9月に国や道に請求した時点では、港湾関係者が補償を求めないという確信は持っていなかったのではないかと。実際にその確信を持ったのは10月半ばではないかと思うがどうか。

港政課長

確かに勝内埠頭地区内においてはとり急ぎ確認したが、地区外においては確認が若干遅れ、最終的に確認を終えたのは10月に入ってからである。ただ、今回要求したのは市でかかった分として補填を求めたものであり、関係業界の補償についてはそれと並行して進めていた形である。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時20分

秋山委員

介護保険制度のモデル事業について

介護要・不要の判定基準を示せ。

福祉部長

介護申請があった時、介護認定審査委員会で1次と2次の2段階の審査をすることとなるが、本人の事情聴取やかかりつけ医の診断をもとに、介護を6つの度数に分けて判定することになる。

秋山委員

要介護とはどのような状態を指すのか。

福祉部長

モデル事業と実際の導入の際は異なると思うが、モデル事業の中では、要介護者は在宅介護と施設介護の2つに分かれると考えている。在宅介護については、軽度な場合にはホームヘルパーの派遣、あるいは在宅介護の補助として、老健施設や養護老人ホームにおけるショートステイなどがある。また、施設介護については、特別養護老人ホームや老人保健施設への収容等がある。これらについて審査委員会で審査し判断するものである。

秋山委員

今回、対象者は保健福祉サービスセンター利用者から選ばれたとのことだが、例えば夫婦で住んでいるが妻が夫の痴呆に気づかない場合や、市の職員が調査に来た時たまたま調子が良くて認定されない場合等についてはあまり想定されていないと思う。受け入れ態勢も十分に整っていない中で、基準をしっかり持たなければ3年後の導入は厳しいと思うがどうか。

福祉部長

モデル事業として、在宅でサービスを受けている人が50名、施設に入っている人が50名の計100名を本人の了解を得て対象としているが、この中で在宅ではホームヘルプサービス・デイサービス・訪問看護等を受けている人が対象となっており、あらかじめある程度限定されている。また、施設サービスを受けている50名についても、特別養護老人ホーム・老人保健施設等に入所している人が対象であるため、指摘のような事例の場合は確かに課題があると思う。しかし、3年後の導入の際には、特に痴呆性老人については時間や場所によって痴呆の度合いが違っても踏まえ、1次のコンピューター判定だけでなく、2次判定として、かかりつけ医の診断書をもらい、痴呆の度合いを70項目にわたりチェックし点数を付けて判断するとのことであるので、指摘の点についても問題はないと考えている。

秋山委員

介護認定審査委員会のメンバーは何名で、どのような構成か。また、実際の導入時はどのようになるのか。

福祉部長

モデル事業においては、内科医のドクター、精神科医のドクター、薬剤師会の代表、歯科医師会の代表、看護協会の代表、介護福祉士の計6名で構成している。

実際の導入にあたっては今回のモデル事業を参考に整理することとなるが、基本的には同様の構成で考えている。

秋山委員

2次判定の位置付けを示せ。

福祉部長

介護認定審査委員会の前に調査員が対象者の聞き取り調査を行い、その結果をコンピューターに入力し1次判定をする。その上で2次判定として、同委員会の委員がその調査項目のチェック、1次判定の結果、かかりつけ医の診断書等に基づき、医療介護の段階について判定する。

秋山委員

現在モデル事業の中で、認定するまでにどのくらいの時間がかかっているか。

福祉部長

調査員の調査自体はあまり時間を要さなかったが、2次判定は、今日審査委員会で審査することになっているので、どの程度かかるかは分からない。

秋山委員

女性議会の開催について

小樽市でなじむと考えるか。

青少年女性室長

各市に連絡して状況を確認した中で、現在道内類似都市3市が女性議会を行っているが、方向性や目的がまった

く違うため、小樽市としてなじむかどうかはもう少し時間をかけて検討したい。

秋山委員

女性の声が市政に反映されるよう、また、女性が行政への潜在意識を高めるよう、機会を設けることを要望する。
視覚障害者への対応について

先日、視覚障害者の方と一緒に歩き、1日実態調査をしたが、現在、小樽市の点状ブロックはかなり摩耗しており、すり減っていたり、波打っていたり、あるいは滑らないように切り込みを入れている箇所もある。これらの補修はどのような期間をおいてしているのか。

(土木)建設課長

通常業務の中で点検しているが、ご指摘のとおり、補修しきれていない現状にある。

秋山委員

新規に歩道が整備される箇所は良いが、既に設置されている利用の多い歩道において、点状ブロックが確認しにくくなっている。そのような箇所から補修すべきと思うがどうか。

社会福祉課長

視力障害者協会等の関係団体からも要望が出ており、できる部分から実施しているところであるが、今後も関係団体や各道路管理者と協議して補修に努めていきたい。

秋山委員

既設のブロックは大抵黄色であるが、歩道整備に伴い設置する場合は景観に合うように黒やグレーが多く、また、歩道自体もタイル張りになっていたり、点状ブロックを認識しにくいことがある。ブロックを設置するときは、目の見えない人や視力障害者協会のメンバーも同伴し、生の声を聞くべきと思うがどうか。

土木部次長

今年度も視力障害者の方に実際に歩いてもらったが、これからもそのような機会を設けて意見を聞くようにしたいと考えている。

秋山委員

視力障害を持つ人と一緒に歩いてみて、歩道に障害物が多いことに改めて気づいた。駐車場が少ないためか特に車を乗り上げていることが多いようであるが、それらについてチェックして歩いたことはあるか。

(土木)建設課長

確かに小樽は他都市に比べ不法駐車が多いと聞いている。我々も警察と連携をとって不法駐車について点検して歩いているが、現実的にはなかなか解消できていないので、今後も独自に、あるいは警察と連携をとって不法駐車
の解消に努めたい。

秋山委員

交差点内に雨水ますのグレーチングのふたが多いが、目の見えない人だけでなくお年寄りの杖がひっかかることもあるので、今後整備にあたって気を付けてほしいがどうか。

土木事業所長

最近グレーチングのふたは改良されてきており、落ちないものもできているので、新しく設置する、あるいは必要に応じて取り替えていくことも考えているので、パトロールを強化しながらやっていきたい。

秋山委員

ガイドヘルパーについて、公共の施設を利用するときだけ要請できると聞くと、市役所に来る際についてきてもらうとなると、1回要請するのでその後他の場所に行く時には使えなくなる。せめて、市役所で目が見えないと合図したら書類を代わりに書いてくれればガイドヘルパーを使わなくても済むという声もあるがどうか。

(総務)総務課長

市役所の正面の窓口で話をしてもらえれば、原課の担当がそこへ行って対応するように指示をしている。

秋山委員

小樽市役所には、ドアがあることを音で示す「盲導鈴」がないが何故か。

(総務)総務課長

障害の種類によってもいろいろなケースが考えられるが、できる限りマンパワーを使い入口にある窓口で対応しカバーしたいと考えている。

秋山委員

1日だけの実態調査でも、我々が健常者としての目でしか物事を見ていないことが分かった。市としても障害者、あるいは高齢者の意見を聞き、優しい街づくりをしてほしい。

佐野委員

銀行の貸し渋り対策について

年末を控え、特に中小企業は非常に苦しんでいると思う。銀行でも、これまで毎年融資をしていた企業に今年は保証協会の保証をつけさせたり、融資額を減額したり、いわゆる貸し渋りが現実になっている。行政としても全力で金融不安をなくすよう、あるいは貸し渋りがないように要請してほしい。

拓銀の社会的貢献について

拓銀は融資等も含めさまざまな社会的貢献をしてきたと思うが、実際にどのようなことをしており、またそれらは今後も継続されるのか。

財政課長

拓銀の社会的貢献としては、まず昭和30年代から大学生に対する奨学金制度を設けている。平成2年度からはフロンティア基金というものを設け、企業の新しい技術開発等に対して助成をしており、小樽市内の企業でも2社ほど該当し助成を受けている。小樽市内においては、平成5年度から毎月1回、5月から10月までの早朝に運河散策路の清掃をしており、また、毎年4月を迎えるにあたって市内各企業の新入社員に対して新人セミナーを開催している。

これらの継続については今のところまったく白紙であると聞いている。

佐野委員

社会的貢献の精神は北洋銀行にも引き継がれて欲しいが、それについては市としても要請して欲しい。

拓銀行員の受け入れについて

市長は他市に先駆けて拓銀行員の受け入れを表明したが、まず拓銀行員をどうするか考え、それを受ける形で金融業界や国、市という順序で考えるのが筋だったように思うが受け入れることとした背景と、他市への影響等について示せ。

市長

これだけ大きな倒産や雇用問題は今まで例がなく、行員を今後どうするのかということは北海道全体でも非常に重要な問題であり、また、行員が道外へ行ってしまうのも優秀な人材の流出となり、さらには行員の今後の士気にも影響するだろうということも考えていた。また、他市においては経済や金融の分かる職員を採用したいとことから社会人枠を設けているところもあり、それらについて考えている折に記者から質問された為、私は小樽市に住んで行政をやりたい人がいるなら、市としても採用してもいいと思うという感想を言ったものである。

しかし、拓銀からは今のところ採用して欲しいという話はなく、また、実際採用するとなった場合の公平性の問題もあるため、現在は様子を見ているところである。

経済界としては賛同が多いように思うが、自治体においては「先を越された」というところと「公平性の問題が

あり無理」というところがあり、非常に波紋は大きいようであるが、私としては間違っていないと思っているが、公平性の問題もあるので慎重に進めたいと考えている。

職員課長

新聞報道以来、他の自治体からの問い合わせが多いが、話をしている中ではまだ判断材料が少なく、自治体でも職員削減中であつたり公平性の問題があつたりということで、非常にジレンマに陥っているとのことであつた。それ以降の自治体の対応としては、まず北海道においては社会人枠を今年度実績の5倍に拡大するとのことである。札幌市や帯広市でも採用試験の年齢制限を緩和することを考えており、留萌市や美唄市も何らかの方法で前向きに考えたいとのことであつた。

佐野委員

日本国有鉄道清算事業団職員の再就職について

来年の10月で整理されるため、自治体で採用して欲しい旨の事務次官通達が今年の3月31日に出されていると思うが、これについて協議したか。

総務部長

確かに道経由で出てきているが、具体的な要請は来ておらず、今のところ文書のみである。まだ、市として具体的な協議はしていないが、事業団の年齢層がどうかという問題もあり、難しい面もあるかと思う。

佐野委員

拓銀はよくて事業団はだめというのはあつてはならないと思うので、検討して欲しい。確かに年齢層は高いかもしれないが、さまざまな能力を持っている人達なので配慮してほしい。

香港型新インフルエンザA Xについて

今年猛威を奮うと報道されているが、これはどのようなものか。また、市として、特に子供やお年寄りについて予防対策や啓発活動をすべきと思うがどうか。

保健所長

現在、2名が香港で死亡しており、新種のインフルエンザだと確認され、日本やWHOも研究し、今後それに対するワクチンを製造していくことになると思う。

保健所としては、8月頃に今年の冬に流行るだろうというワクチンが決定し、先般、薬問屋に確認したところ、十分な量があるとのことであつた。現在はインフルエンザのワクチンは任意接種となっているが、市内の病院では小樽病院を初めとしてほとんどの病院がワクチンを注射できるとのことである。また、老人がかかった場合死亡率も高くなるので、福祉部にも老人福祉施設で予防接種をするよう連絡をしたところである。マスクミに対しては今月の初めに取材に応じ、インフルエンザについて大きく報道してもらった。また、1月の広報おたるでもインフルエンザについて市民に喚起したい。

斉藤委員

工事請負費の早期支払いについて

今、市民が望んでいるのは、より具体的で、より実感が得られる行政の対応である。拓銀の破綻問題についても、政府はつぶさないと行ってたのにつぶれた等、行政に対する不信感も景気を悪化させる要因の一つであると思う。

そのような不信感を払拭する意味でも、市が発注し、年内に完工する工事案件について早急に支払いをすべきである。

調べたところ、工事完了届を受理してから支払うまで、論理上最短で3日間であることが分かった。3日間の枠をはめるかは別としても、年度内のものは年度内に支払うべきではないか。そのような意味で、当委員会の理事会でも、各会派の同意のもと、審査室の主幹は当委員会に出席せず、竣工検査に専念してもらうように提言したと

ころである。

現在のところ、年内に完工する工事案件は何件あり、それらはいつまでに支払われるのか。また、この際、土曜・日曜も検査を進めてほしい。特に現在土木関係の工事の竣工件数が多いと思うが、土木部の担当は一人なので、審査室を経験している他の部の人も手伝うべきと思うがどうか。

契約管財課長

市全体の12月末の竣工件数は、水道関係も含め67本である。その内審査室が対応するのは17本とその他水道局が何本かあり、残りは500万円以下の小さい工事であり、原課の検定ということになると思う。

平野助役

年末の支払いについては12月1日の緊急対策の中でも、年内の早期支払い措置を打ち出しているのだから、工事だけでなく物品購入についても対応したいと考えている。

斉藤委員

早期の支払いという表現しかできないのは分かるが、工事の支払いについては何日までに終わる予定なのか。

平野助役

例えば金融相談についても、土曜・日曜も出てやっている。物理的に2~3日で支払いできるという話であるが、それもケース・バイ・ケースであり、先程委員が指摘していた件についてはいろいろな事情があり、短期に支払ったものである。ただ、この不況時であるので、検査についても特別な扱いでやりたいと考えている。

斉藤委員

市民にしてみれば非常に曖昧な話である。今年中に払えるのかどうかをはっきりさせるべきではないのか。また、2日で処理されたケースについて、確かにいろいろな事情があり、お願いされたのかと思うが、民間の企業の人がお金がないので明日出して欲しい」と言うのにどれだけの勇気が必要か考えて欲しい。大抵の業者は市に言えずに大変な思いをしている。今年はこちらまで支払う等を明確に言ってあげなければ、市民は、市の政策に不信感を強くしてしまうと思うがどうか。

平野助役

できるだけ早い支払いをしたいと考えているが、個々のケースによっては検定に時間がかかるものもあると思うので、必ず2日で支払えるとは言えない。

斉藤委員

2日でやれと言っているのではない。500万円以上の工事の竣工検査について、今年度は非常に苦しいのも理解できるので小樽市もがんばり、この日までに払うというのを明らかにしてあげるべきだと言っている。原部として、竣工検査の日が決まっています、あとは事務処理の日付だけだと思うがどうか。

財政部長

早期支払いについて出納室とも打合せをした中で、もう少し踏み込んだ対応ができないかということで、契約管財課や審査室の問題だけではなく、500万円以下の原課での扱いもあるので、水道局も含め、いろいろ連絡をとる中で今年中に竣工できるものについては、今の審査室の体制の中で、土曜・日曜を使って対応すれば可能であるという考え方もあるので、何日間でもやるとは言えないが、年内に竣工したものについては早急に検査を行い、事務手続きを進め、26日までには支払いにもっていきたい。

斉藤委員

26日までに土曜・日曜を使ってでも支払うという具体的な表明があればそれでよい。ある人を通してお願いしたら2日でできたのが、人脈がないとできないというのは非常に不公平な話である。12月26日までに全部支払い、それでも大変な人は相談に来てくれという態度を示して欲しいが、そう確認してよいか。

財政部長

そういう意味である。

斉藤委員

大きな意味では、支払いを急ぐということは、お金が流れるようになるということであり、それは経済の安定につながると思う。

他行債務決済について

企業が幾つかの銀行から借りている債務を一括返済し、一つの銀行に一本化して借り替えるものであるが、この仕組みが論理的に成り立つのは認めるか。

中小企業センター所長

確かに理論上、債務を一本化することで月々の返済額が減ることが想定されるとは理解している。

斉藤委員

具体的な手立てとしても成り立っていると認めるか。

中小企業センター所長

プロパー融資の中でも実際に借り替えは行われているということもあり、そのあたりは理解している。

斉藤委員

プロパー融資の一本化というのは条件変更であり、別の問題である。条件変更というのは、今まで約定に基づいて融資を受け、その債務を履行していたのが、支払えなくなった為泣き付いて期限を伸ばしてもらっているものである。従ってそれを保証協会がいいと言ったところで、ここは要注意ということになり、半年や1年は保証付けが無理になる。だから健全な経営者は自己資金で一本化していく。しかし、先日私と中小企業センター所長と保証協会の責任者とでレクチャーをしたのは違う話である。保証協会は、最終的に市に戻るお金の性質によって、保証協会と金融機関が結んでいる契約書の第3条に抵触する可能性があり、判断が難しいと言っていた。経済部は保証協会ができないと言ったと答弁したが、それは有り得ないことである。私も保証協会に聞いたが、確かに一般論では可能性がないが、具体論であれば3割程度は可能だろうとのことであった。逆に保証協会から、市として直貸しした場合の保全是どうするか、あるいは業者がその制度を悪用したらどうするのか等の具体的な話があった。私はこのことについて、2～3年前から主張しているが、保証協会はつい最近になって初めて聞いたと言っていた。経済部は不誠実ではないのか。

経済部長

具体的には契約書の中で旧債務の振り替えの制限というのがあるが、但し書きがあるので完全にできないということではない。ただ、制度的に組み込めるか、あるいは直貸しについてどう判断するか等の問題があり、そのような意味で難しいと言っている。

斉藤委員

市長にどんな報告をしているのか。保証協会で門前払いをされたと言っているなら問題である。原課でできるかどうかは別としても、もっと突き詰めていく必要があるのではないか。

税理士協会に、他行債務決済で債務を一本化できる制度があったらどうか聞いてみて欲しい。

経済部長

可能かどうかも含め、機会を持ちたい。

斉藤委員

貸し渋り問題について

銀行が優良な企業に、無担保・無保証でいいから5,000万円借りてほしい、その代わり500万円預金してもらいたいと持ち回っているという新聞記事があったが、どのような感想を持つか。

中小企業センター所長

5,000万円ものお金を無担保・無保証で借りたというのは驚きである。

斉藤委員

私は認識が違う。5,000万円が無担保・無保証というのは個々の取引なのでよいが、代わりに預金を求めるのは歩積両建てであり、銀行法に抵触するかもしれないことをやらなければならなかったということである。

以前から、地元の金融機関に市のお金を少しずつシフトしてほしいと言っている。これは、中小の金融機関だとエリアが限られているためプロパー資金が小樽市内に落ちることになるが、大きい金融機関であれば、市外や道外へ流れていくことになるからである。これについてはどう考えるか。

中小企業センター所長

実際中小企業センターとして預託に係わり、平成9年4月から、銀行・信金・信組の3者で協調倍率において配慮しているところである。

斉藤委員

協調倍率を変えるのもひとつの手であるが、地元の金融機関が対応できるような形でお金を出し入れすることも必要である。地元金融機関には事前に長期的なスケジュールを示さなければ、対応できないことも考えられるので、そのような話についても今後詰めていくべきと思うがどうか。

経済部長

経済部としては制度融資という形で対応しているので、そのことからすると協調倍率による配慮ということになる。

斉藤委員

その言い方はおかしい。経済部が景気対策に対する指針をもって財政部にこうやってほしいと言うべきであり、お金の出し入れは財政部だとはならない。景気対策の審議までに整理して欲しい。

フィッシュミールについて

使用損失補填金は造語であると思うが、契約解除以前の代金まで再計算するのはおかしいと思うがどうか。

民事債権だと言うが、このまま放置すれば時効が成立するのではないのか。

答弁で未到来債務の承認を求めると言っていたが、これは不払いを起こしているのだから、期限の利益の喪失という観点から、本来であれば一括返済分に金利を加えた分と思うがどうか。

債務承認で確認すると言うが、保証人の支払い意思を確認するということは、債務名義をとるということか。

商工課長

損失補填金は法律用語ではなく、内容に近い言葉としてあてはめたものと理解している。昭和51年から、廃止届が提出されて操業停止になるまでは、建物・土地については賃貸借契約という形であったが、契約の中身として、賃貸料を完済した段階で建物・土地を無償で譲渡することとなっていたので、実際には賃貸借契約と売買契約の混合契約的な意味合いがあるということで、操業停止までの分は契約解除と同時に一たん納入金額を返還するという考え方になったものである。しかしながら、操業時から停止するまで工場や機械を使用していたという事実がある為、その分を改めて再計算したものである。

我々は民事上の一般的な債権と押さえているので、当時の原契約解除とそれに附属する覚書の中では、平成2年7月を一回目の支払いとし、平成11年3月を11回目の最終支払いとしていた。それぞれの支払いについては納付期限が定めてあるので、10年での時効の完成は成立していないと理解している。

通常は法的にそのような部分もあるかも知れないが、時効についての解説書等を見ると、約定の中に定めていない場合については、一括返済でなくてもよいと書かれており、我々もそのように理解している。

この債権について、主債務者はフィッシュミール協業組合理事長であるが、連帯保証人には主債務への附従性

もあるので、当然請求の確認はできていると考えている。

齊藤委員

理事長に対しては債権を主張できると思うが、他の6人の保証人はどうするのか。また、市は民事債権か商事債権か考える余地はない。商事債権であればすでに時効になっている。連帯保証人の附従性を主張するなら理事長にしか請求できない。平成2年についやってしまったということが結局このような結果になる。理事者は保証人に10年前のお金を返せと言わなくてはならず、これを請求するのは非常に大変だと思う。私は、保証人が債務に対してこうしたいという意向を持っているなら、その条件を聞いてあげる必要があると思う。そうでなければ原理・原則に戻ってやるしかない。自分の建物ならこのようなことをやるか。

平野助役

いろいろ過去の経過があるが、弁護士等にも相談し、対応しているところである。

松本委員

金融対策について

12月1日付けで金融対策が打ち出され、その中で特別金融相談窓口が設置されたが、これは拓銀取り引き先だけが対象か。

中小企業センター所長

確かに拓銀を強く意識しているが、拓銀だけに限ったものではなく、年末における中小企業の金融不安に総合的に対応したいということで、いろいろな角度から検討し、開設することとした。

松本委員

企業が新しく銀行に融資をお願いしても、貸し渋りともいえる対応が多く、また、制度融資にしてもプロパー融資にしても保証協会の保証が必要だと言われるが、保証協会ではいわゆる「保証渋り」が多いと聞く。このような確認はしているか。

中小企業センター所長

12月10日に政府発表の貸し渋り対策として、国の金融機関で保証協会をはずしたようなものが実施されている。また、今回出された政府の指針を見ても、窓口で個々の具体例を聞き弾力的に話をするようになってきている。保証協会としても拓銀の問題を受けて、保証枠の拡大や保証料の引き下げ等、弾力的に対応し中小企業に影響のないように指導していると聞いている。

松本委員

しかし、実際に取り引き銀行が保証協会の保証があればいいと言っているのに、保証協会だめというケースが多い。ある銀行でも保証渋りがあるためにそれが貸し渋りと思われるのは迷惑だと言っている。1年程前から代位弁済のパーセントが上がっているということで、保証のチェックが厳しくなっているというのは事実であるが、この1年の間に1度でも保証を拒否されたら、いわゆるブラックリストに載ることになり、前に断ったのに今回はいいとはならなくなってしまう。すると、どこの銀行に行っても最終的には保証協会の保証が必要になるため、年末にいくらあがいてもお金を借りられないことになる。保証協会に1年間のブラックリストをはずすように要請すべきと思うがどうか。

中小企業センター所長

直接的に市から、保証協会の審査の仕方について指導することは難しいが、我々も融資を進めるにあたっては、保証協会や銀行と連携をとらなければ制度融資も成り立っていかないため、日常的に情報交換も行っているため、そのような話も申し伝え、配慮をお願いしたいと考えている。

松本委員

指導とまでは言えないが、ぜひ保証協会にお願いして欲しい。

委員長

散会宣告。